

広島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十二年四月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
旧三庄中学校	尾道市因島三庄町二二五七番地二	平成二二年四月一日
旧田熊中学校	尾道市因島田熊町一三一五番地一	平成二二年四月一日
いきいきサロン高根潮香園	尾道市瀬戸田町高根五九五番地	平成二二年四月一日